

松山市ファミリーシップ制度(案)の概要

1 趣 旨

松山市では、お互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができ、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指した取組の一つとして、ファミリーシップ制度を創設します。

2 松山市ファミリーシップ制度とは

性別を問わず、法律婚の関係にない二人が、相互に協力し家族として対等な立場で継続的な共同生活を行っている関係であることを市に届け出た場合、市が受理証明書等を交付するものです。

証明書には、子どもや親等の近親者の氏名も記載することができます。

※この制度は法律上の婚姻制度や養子縁組制度ではありませんので、法的な効力は生じません。

3 届出ることができる方

届出する二人が以下の要件を全て満たしていること。

- ① 民法第4条に規定する成年(18歳)に達していること。
- ② いずれか一方が松山市内に住所を有している(住民票がある)、又は松山市内への転入を予定していること。
- ③ 婚姻をしていないこと。
(日本の法律により効力を認められる婚姻に限ります。)
- ④ 相手以外の方とパートナーシップ又はファミリーシップを形成していないこと。(事実上の婚姻関係を含みます。)
- ⑤ 双方が近親者でないこと。
(民法の規定する婚姻をすることができない関係(民法第734条から736条までに当たる関係)にある方は届出することができません。)

※ただし、養子縁組によって近親者となった場合は除きます。

4 子どもや親等の近親者の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、子どもや親等の近親者の氏名等を受理証明書等へ記載することができます。

- ① 届出する二人のいずれか一方と生計を同一にしている子ども
- ② 届出する二人のいずれか一方の親等の近親者
ただし、特別な事情があると認められる場合は、上記にかかわらず届け出ることができます。

5 届出の方法

届出はいずれかの方法で行います。

- ① 持参……事前に届出の日時を予約した上で、双方又は一方が必要な書類を
人権・共生社会推進課に持参する。
- ② 電子申請…申請フォームから届出する。
- ③ 郵送……必要な書類を人権・共生社会推進課へ郵送する。

6 手続きに必要な書類

- ① ファミリーシップ届出書
- ② 住所が確認できる書類
住民票の写し又は住民票記載事項証明書等
- ③ 婚姻していないことを証明する書類
戸籍抄本、独身証明書、外国人の方は婚姻要件具備証明書等
- ④ 本人であることが確認できる書類
個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券、運転免許証、在留カード、官公署が発行した証明書等(顔写真が貼付されているもの)

※②～④は届出者それぞれが提出します

【通称名を使用する場合】

社員証、通称名で届いた郵便物、診察券、その他日常的に通称名を使用していることが確認できるもの。

【子どもや親等の近親者を届出する場合】

対象者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書

対象者の戸籍謄本、戸籍抄本など届出する二人との関係性が確認できるもの。

15 歳以上の場合は本人の同意書

7 受理証明書等の交付

届出の要件を審査し、不備がない場合は、ファミリーシップ届出受理証明書及びファミリーシップ届出受理カードを交付します。

転入予定者は転入の確認を行った後に交付します。

受理証明書等を紛失や毀損、汚損等した際には再交付を受けることができます。

8 受理証明書等の変更

届出後に、届出内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

- ① 氏名が変わったとき
- ② 転居したとき(市内での転居、一方の市外転居)
- ③ 連絡先の変更をしたとき
- ④ 子どもや親等の近親者に変更があったとき(追記や削除)

9 受理証明書等の返還

届出後に要件に該当しなくなった場合は、受理証明書等の返還が必要です。

- ① ファミリーシップを解消したとき。
- ② 双方が市外へ転出したとき。
- ③ 婚姻又は他の者とパートナーとなったとき。
- ④ 一方が死亡したとき。
- ⑤ 届出が無効になったとき。

※子どもや親等の近親者が含まれている場合、届出者の一方が亡くなった場合でも、残された方々がファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、引き続き制度を利用できます。

10 受理証明書等の無効

以下の場合、ファミリーシップを無効とします。

- ① 届出時点において、届出者の要件に該当していなかったことが判明したとき。
- ② 虚偽その他不正な方法で受理証明書等の交付を受けたことが判明したとき。
- ③ 受理証明書等を不正に使用したことが判明したとき。

11 記載された近親者の削除

受理証明書等に氏名等を記載された近親者は、「ファミリーシップ届出受理証明書等に関する申立書」により、受理証明書等から氏名等を削除するよう市長に申し立てることができます。